

ネット上でのチケット取引にはご注意を！

～2018年度相談件数は2倍以上に増加！～

全国の消費生活センター等に寄せられたコンサートやスポーツなどインターネット上でのチケットの転売に関する相談件数は2018年度2,045件で、2017年度と比べると約2.4倍になっています。インターネット上でのチケット取引に関するトラブル事例を紹介します。

<事例1>

アイドルグループのコンサートチケットを譲ってくれる人がいないかSNSで探し、チケットが余っている人を見つけた。連絡して、**チケット代金1万3千円を振り込んだが、その後連絡が取れなくなり、結局コンサートにも行けなかった。**(当事者：高校生 女性)

<事例2>

SNS上で、「コンサートチケットを譲る」という人とやり取りし、**6万円を振り込んだが、当日QRコードを提示したところ、重複チケットと分かり入場できなかった。**(当事者：学生 女性)

※重複チケット…同一人物から複数応募があったために無効となったチケット



◇アドバイス

- ・インターネット上の見知らぬ相手からコンサート等のチケットを購入するのは大きなリスクが伴います。また、**転売されたチケットでは、公演会場に入れられないケース**もあります。チケット等の規約で転売が禁止されていないか確認しましょう
- ・上記のような取引は販売者も個人であることから、トラブルが起きたら自分で交渉しなくてはならない場合や、そもそも相手と連絡が取れなくなる場合もあるため注意が必要です。
- ・不安に思った場合やトラブルになった場合は、消費生活センター等に相談してください。

☎消費者ホットライン「188(いやや)」

※代金を支払ったのにチケットが届かないなど、お金をだまし取ることが目的であると疑われた場合は、最寄りの警察署に相談してください。

☎警察相談専用電話「#9110」

<出典> 独立行政法人 国民生活センター

- ・「インターネットでのチケット転売に関するトラブルが増加しています！」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20190606_1.html

- ・「子どもサポート情報」第133号「ネット上の見知らぬ相手とのチケット取引はリスクが伴います」

<http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/support133.pdf>

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課

☎:0776-20-0745 (直通) メール：kenan@pref.fukui.lg.jp